

## 家庭裁判所の少年審判において、 少年たちにさまざまな援助を行っています

家庭裁判所では、少年がなぜ非行を犯したのか、そして更生するためにはどうしたらよいかについて手を尽くして調査・審判を行います。しかし、その過程で家族などから十分なサポートが得られない少年も少なくありません。

少年たちの人生は、まだ始まったばかりです。彼らの立ち直りを手助けすることは、本人の将来のためであるのはもちろん、私たちの社会にとっても非常に重要な意味を持っています。

少年友の会は、きめ細かな活動を通して、少年たちが前向きに生きようとする、その変化をお手伝いしています。



### 少年友の会の活動のさらなる 充実・発展を期待します。

元最高裁判所長官  
山口 繁さん

青少年は国の宝です。少子高齢化の進む中、国の将来を託すべき青少年のたくましい成長を期待するには、国民の力を結集して青少年の教育に立ち向かわなければなりません。非行のあった少年が立ち直り、有為な人材として成長することは社会全体の期待であり、少年法の理念でもあります。調停委員の皆様がボランティアとして家庭裁判所に協力し、少年と保護者への支援を続けてこられたことは、誠に貴重な活動であり、深甚の敬意を表します。活動のさらなる充実・発展を期待してやみません。



### 少年の非行を減らしたり、 立ち直るきっかけとなる活動です。

社団法人 家庭問題情報センター 事務局長  
永田 秋夫さん

少年たちにとって、権威ある裁判所ではなく友の会という「民間の柔らかい存在」が接するからこそ本音を話やすく、自分のことを考えてくれる人がいるということが大きな励みになっているようです。奉仕活動に参加してほめられたことで、前向きになる少年もいます。また、少年やその保護者が、非行の原因や被害者の心情について考え始めることにもつながっているのです。少年友の会のさまざまな活動が、少年の非行を減らしたり、気付きや立ち直りのきっかけ作りに役立っていると思います。

## 入会のご案内

### 〈会員種別〉

#### ■普通会員 ■賛助会員

活動内容や年会費などは全国の各会により異なりますので、詳しくはお近くの少年友の会(地域によっては家庭少年友の会)にお気軽にお問い合わせください。

少年友の会の活動の趣旨にご賛同いただける会員、学生ボランティア、補導委託先、福祉施設、地域美化活動のできる施設等のご参加、ご協力をお願いいたします。

また、少年友の会の活動経費は  
会員・賛助会員の会費・賛助会費などで支えられています。  
活動趣旨をご理解の上、ご協力いただける  
個人、企業、団体等をお待ちしています。

### 全国少年友の会連絡会について

1966年に東京で始まり、以来全国各地に広まった少年友の会は2009年には全国の家裁裁判所50庁すべてに協力できる体制が整いました。これを機に2010年10月、各地の少年友の会のネットワークとなる「全国少年友の会連絡会」(代表世話人 原田直郎)が設立されました。

入会のお申し込み・お問い合わせはこちらへ

## 全国少年友の会連絡会

事務局(東京少年友の会内)  
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2 東京家庭裁判所内  
TEL.03-3502-8311 FAX.03-6730-1390  
Mail: tokyo5050@flute.ocn.ne.jp

発行：2011年2月

Donated by  
SERVICE GRANT

# 少年友の会

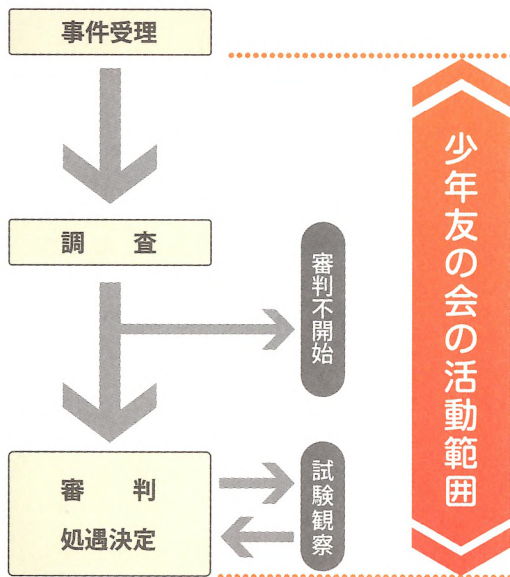
立ち直るために  
サポートを必要としている  
少年たちがいます



## 裁判所とは違う「民間の柔らかいサポート」が、少年の心を開きます

少年友の会は、家庭裁判所に協力して、非行のあった少年・少女の社会復帰や健全な育成を援助しています。

### 少年審判の流れ



- ・検察官送致
- ・少年院送致
- ・保護観察
- ・知事または児童相談所長送致
- ・児童自立支援施設送致
- ・不処分

少年事件の調査・審判を進めるなかで、少年を一定の期間家庭に帰したり、民間の補導委託先に預けたり、奉仕活動に参加させたりして経過を試験観察することがあります。少年友の会は少年や保護者、補導委託先などのために下記のような援助を行っています。



### 少年友の会の主な活動内容

#### 付添人活動

- 父母または身寄りのない少年の保護者の代わりに少年審判に立会う
- 少年鑑別所等で少年と面接する
- 処分への意見具申をする
- 保護者へのケア

#### 社会奉仕活動

- 特別養護老人ホームで奉仕活動をする少年へのオリエンテーションや施設への送迎を行う
- 公園等の清掃・美化を少年・保護者・学生ボランティアとともに行う
- 使用済切手の整理を少年・保護者・学生ボランティアとともに行う



#### 保護者の会

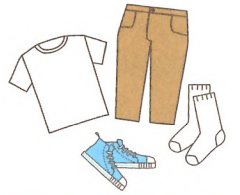
- 少年の保護者と調査官と友の会会員がグループミーティングを行う

#### 短期補導合宿

- 少年と友の会会員と学生ボランティアが、近郊で野外合宿等を実施する(保護者の参加も有り)

#### 委託先や少年への援助

- 補導委託先への物資や資金の援助
- 経済的に困窮している少年へ日用品や就職に必要な物を援助



#### 交通教室

- 交通事故を起こし試験観察中の少年への講習
- 交通事故の被害者について考える機会をつくる

#### 学生ボランティア活動

- 友達・家庭教師活動
- 交通教室、短期合宿、委託先行事、美化活動への参加



#### 未成年後見活動

- 適当な後見人のいない未成年者の後見人になる
- 後見監督人になる

※活動内容は地域により異なります

## VOICE

### 会員の声

家事調停委員になって少年友の会に加入し、しばらくしてから実際の活動に参加しました。最初は美化活動をお手伝いしていましたが、その後さまざまな活動に携わっています。少年たちのための活動であるのはもちろんですが、社会貢献として大きな意義があり、さらに、いろいろな個性を持った少年と接することで自分自身もいい刺激を受けています。(家事調停委員 Sさん)

### 少年の声

「ボランティアなんてめんどくさいと思っていたが、おばあさんが『ありがとう』と言ってくれたので、やってよかったなあと思いました」、「体の不自由な人たちのお手伝いをしてみて、職員の人たちはきつい仕事をしているすごいと思った」、「一番うれしかったのは、ひとりのおばあさんが『あんた、また会ったね』と、僕のことを覚えてくれたことです」(少年の感想文からの抜粋)

### 補導委託先の声

これまでに50名以上の少年たちを受け入れてきましたが、みんな愛情に飢えているんだと思います。規則正しい生活を教えているだけですが、愛情を持って接していると、少年たちの表情が優しくなっていくのが分かります。親代わりになってサポートする少年友の会の活動や補導委託先の存在は、少年たちにも社会にも必要とされているものです。(中華料理店経営 Iさん)